

大崎町企業版ふるさと納税マッチング等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名 大崎町企業版ふるさと納税マッチング等支援業務

2. 目的

大崎町(以下、「町」という。)では、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用して、社会課題の解決と地域の活性化に取り組むこととし、本業務は、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業(以下、「寄附見込企業」という。)に対し、町へ寄附の意向を固めてもらえるような働きかけを効果的に行い、より多くの財源を獲得することを目的とする。

3. 業務内容等 別紙仕様書のとおり

4. 予定契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

5. 受託候補者の選定

- (1) この業務を受託しようとする者は、契約締結に先立ち、あらかじめ町の審査を受け、当該業務の受託候補者(以下「受託候補者」という。)として選定されていなければならない。
- (2) 審査を行い合計得点が 60 点以上の提案者を受託候補者として選定する。

6. 参加資格 次の各号に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 大崎町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成 28 年 6 月 27 日告示第 41 号)第 3 条及び大崎町建設工事等における暴力団排除措置要綱(平成 22 年 11 月 4 日告示第 56 号)第 2 条に規定する対象に該当しないこと。
- (3) 大崎町での入札参加有資格を有する者。未登録者においては、令和 7 年 10 月 24 日までに入札参加資格の登録を行うこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない(再生手続開始の決定を受けた者を除く)こと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない(更生手続開始の決定を受けた者を除く)こと。
- (6) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。

7. 実施スケジュール

日程	実施内容	手段・場所
令和 7 年 10 月 3 日(金)	実施要領等の公表	ホームページ
令和 7 年 10 月 10 日(金) 17 時締切	質問書の提出期限	電子メール
令和 7 年 10 月 17 日(金)までに町ホームページで掲載	質問への回答	ホームページ
令和 7 年 10 月 23 日(木) 17 時締切	参加申込書等の提出期限	持参または郵送
令和 7 年 10 月下旬予定	書類審査及び審査結果の通知	

※ただし、各実施日については事務の都合上やむを得ない場合、変更できるものとする。

8. 公募の方法

令和7年10月3日(金)から令和7年10月23日(木)までの間、町ホームページに情報を掲載し、公募を行う。

9. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係る質問に限るものとし、審査・評価に関わる質問は一切受け付けない。

(1) 提出方法 指定の質問書(様式4)により電子メールにて送信すること。

(2) 受付期間 公募開始日から令和7年10月10日(金)の17時まで(必着)。

(3) 提出先 大崎町役場商工観光課 広報観光係

メールアドレス:kanko@town.kagoshima-osaki.lg.jp

※メール件名は、「【質問書】企業版ふるさと納税マッチング支援業務(事業者名)」とし、メール送信後は、必ず電話にてメールの到着確認をすること。電話番号:099-476-1111

(4) 回答方法 令和7年10月17日(金)までに、町ホームページに随時掲載する。

10. 提出書類等 本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を作成し、期限までに提出すること。

(1) 提出書類

	書類名称	様式・記載事項	部数
1	参加表明書	様式1	1部
2	類似業務実績調書	様式2	1部
3	企画提案書	任意様式	8部
4	見積書	任意様式	8部
5	会社概要及び会社沿革(簡潔なもの)	任意様式	1部

(2) 提出期限 令和7年10月23日(木)17時締切

(3) 提出先

〒899-7305 鹿児島県曽於郡大崎町仮宿1029番地

大崎町役場商工観光課 企業版ふるさと納税担当

(4) 提出方法 持参または郵送とし、提出期間必着とする(メール不可)。

※郵送の場合は、レターパック等の配達記録が残る方法とすること。

(5) 留意事項

① 提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。

② 提出された書類等は返却しない。

③ 提出された企画提案書は、選考に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

11. 評価・選定方法

(1) 審査方法 提出された企画提案書等について、総合的に審査・評価し、評価者の合計得点の平均が60点以上(100点満点の6割)の提案者の中から上位者を受託候補者として選定する。

(2) 審査基準 別表「審査基準」の通り

(3) 審査結果の通知 審査結果は、全ての提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。

12. 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) その他本要領に違反すると認められた場合
- (5) 見積書の委託料率が、委託料率の上限(20%)を上回っている場合
- (6) 評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

13. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加申込者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退するときは、辞退届(任意様式)を令和7年10月27日(月)までに提出すること。
- (3) 受託候補者と特定されたことをもって契約の締結が確定するわけではなく、仕様の協議を行い、訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と契約の取り交わしをもって契約成立とする。
- (4) 参加事業者が1者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合 には、受託候補者を特定しないことがある。

別表 審査基準

1. 審査項目及び各項目の配点は次の通りとし、各選定委員が採点する。
2. 各選定委員による評価の合計点の平均点が 60 点以上(100 点満点の6割)の提案者を受託候補者として選定する。なお、審査は全て非公開とする。
3. 企画提案者が1者の場合も同様とする。

評価基準	配点
業務を適正かつ確実に実施できる体制になっているか。	20
(方法) 寄附見込企業に対する働きかけが、効果的かつ実現性のあるものになっているか。	30
(対象) 既に獲得したネットワークの広さや深さを活用し、且つ新規を含めた働きかけを行い、より多くの寄附獲得が見込める提案がされているか。	20
類似事業の業務実績はあるか。	10
業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10
見積書の委託料率が適切かつ費用対効果が見込める委託料率であるか。	10